



(地Ⅲ74F)

平成 23 年 7 月 12 日

都道府県医師会
 郡市区医師会
 感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
 保坂 シゲリ

「ガーダシル」の取扱いについて

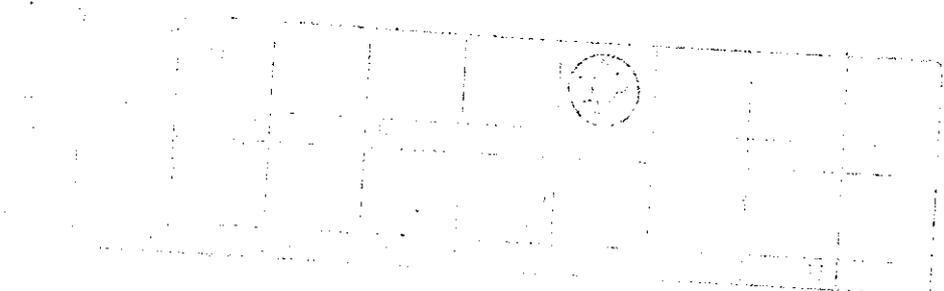
7月8日に、小職が委員として参加しております厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が開催され、7月1日に薬事承認された「ガーダシル」(MSD株式会社: 4価子宮頸がんワクチン) について、同社が十分な供給量の確保、円滑な接種実施のための十分な対策を講じることを前提として、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」の対象とすることが承認されました。

これを受け、昨日厚生労働省健康局結核感染症課から各都道府県の衛生主管部局に対して添付の内容がメール発信され、本会にも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

今後、厚生労働省が安定供給等について調整を行ったうえで、事業の対象とする場合には、本会からもあらためてご連絡いたします。

なお、事業対象とする場合においても、接種基準単価の変更は行わない予定となっておりますことを申し添えます。

つきましては、本件について貴会会員に対し周知いただきたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



各都道府県衛生主管部局御中

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

7月8日（金）に開催された厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、本年7月1日に薬事承認されたガーダシルについては、国がMSD株式会社に対し更なる供給量の確保を要請するとともに、円滑な事業の実施のため十分な策を講じることを前提として、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の対象とすることの了承がなされました。

今後、厚生労働省において、予防接種部会での指摘を踏まえ、適切に対応するための調整等を十分に行ってまいりたいと考えております。事業の対象とする際は、改めてご連絡させていただきます。

なお、事業に位置付けるにあたっては事前にお知らせしている基準単価（平成23年5月31日付健発0531第8号厚生労働省健康局長通知）の変更は行わない予定です。

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種係